

入札説明書

大分県食肉衛生検査所 検印押印及び清掃等業務委託に係る一般競争入札については、関係法令に定めるほか、この入札説明書によるものとする。

1 公告日

令和8年3月16日（月）

2 競争入札に付する事項

(1) 業務内容

詳細は「仕様書」のとおり

(2) 契約期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(3) 業務場所

大分県食肉衛生検査所及び株式会社大分県畜産公社
大分県豊後大野市犬飼町田原1580-40 ほか

3 契約に関する事務を担当する部局の名称

大分県食肉衛生検査所

豊後大野市犬飼町田原1580-40

電話番号 097-578-1011

4 契約条項を示す日時及び場所

大分県共同利用型電子入札システム（以下、「電子入札システム」という。）上に令和8年4月1日（水）まで入札説明書を掲載することにより契約条項を示す。

5 電子入札システムの利用

本案件は、電子入札システムで行い、紙による入札は認めないものとする。また、当該入札に係る事項は、この入札説明書に定めるもののほか、大分県電子入札運用基準による。

6 入札参加条件

この業務については、次に掲げる全ての要件を満たしている者に限り入札参加を認める。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格を取得しており、以下のi)～ii)すべてに該当する者であること。

i) 「役務の提供等」において、「小分類：07清掃・環境整備等、細分類：01清掃」に登録されていること

ii) 本店所在地が、豊後大野市、竹田市、大分市のいずれかであること

(3) この入札に係る業務に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ている者であること。

- (4) この入札に係る仕様書に基づき、電子入札システムにより事前に入札参加申請を行い、入札参加の承認を受けた者であること。
- (5) この公告の日から、開札までの間に、大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札参加資格を有する者に対する指名停止の措置を受けていない者であること。
- (6) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次に掲げる者が、その経営に実質的に関与していない者であること。
- ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）
 - イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員が役員となっている事業者
 - エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
 - オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
 - カ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者
 - キ 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
 - ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (7) 獣医師の資格を持つ者またはと畜場での勤務経験を有する者を、当該委託業務に従事させることが可能であること（検印押印及び検査補助業務に限る）。

7 電子入札システム及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

- (1) 使用言語 日本語
- (2) 通貨 日本国通貨

8 電子入札システムによる入札参加申請期限

令和8年3月24日（火）12時00分

9 電子入札システムによる入札金額の入力期限

令和8年4月1日（水）9時00分

10 電子入札システムによる開札予定日時

令和8年4月1日（水）9時15分

11 再入札

開札をした場合において、落札者がいないときは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の8第4項の規定により再入札を行う。この場合において、再入札については、同日行う予定であるが、入札金額入力期限、開札時刻は別途通知する。

12 大分県契約事務規則の適用

入札、契約及び契約の履行等の本調達に係る事項については、大分県契約事務規則（昭和3

9年大分県規則第22号)の規定を適用するので、この点を了承のうえ入札に参加すること。

1.3 入札保証金に関する事項

見積価格の100分の5以上の入札保証金を納付すること。ただし、落札者が契約を締結しないおそれがないと認められるときは、入札保証金の全部又は一部の納付が免除される。

1.4 入札参加時の注意点

(1)入札金額は、契約期間(1年間)の委託金額とする。1ヶ月あたりの金額ではないので注意すること。

(2)入札には、上記6の(2)に掲げる資格の審査申請又は登録事項の変更届の手続きを経て、入札の参加、契約の締結及び物品の納入、代金の請求及び受領等並びにこれらに付帯する一切の事項の権限を有する者として登録を受けた者(以下「本人」という)が参加することを原則とする。

(3)落札決定にあたっては、入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、**見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入力すること。**

1.5 入札の無効

大分県契約事務規則(昭和39年3月31日大分県規則第22号)第27条に規定する事項のほか、入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、無効入札をした者は、再度入札に参加することができない場合がある。

1.6 最低制限価格に関する事項

設定しない。

1.7 落札者の決定の方法

(1)有効な入札で、大分県契約事務規則第23条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

(2)落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムにおいて、電子くじによる落札者決定を行う。

(3)再入札は1回までとし、再入札の結果落札者が決定しない場合は、手続を改めることとする。

1.8 契約書の作成

落札者決定後すみやかに、県が作成する様式による契約書に必要事項を記載し、記名押印のうえ提出すること。

19 入札説明書等に関する質疑

(1) この説明書及びこれに添付した書類に対する質疑がある場合は、質問票（様式1）を次のアからウにより提出すること。

ア 提出期限

令和8年3月19日（木）12：00

イ 提出場所

大分県食肉衛生検査所

大分県豊後大野市犬飼町田原1580-40

電話番号 097-578-1011（担当者：河合）

FAX 097-578-1012

メール a13201@pref.oita.lg.jp

ウ 提出方法

アに掲げる期限までに、イに掲げる場所に郵送、電子メールまたはFAXにて提出すること。

(2) (1)により質問表を受領したときは、文書で回答を行うものとする。

(様式1)

質 問 票

大分県食肉衛生検査所長 殿

提出日：令和 年 月 日

業 務 名	大分県食肉衛生検査所 検印押印及び清掃等業務委託に係る入札	
質問書提出者	所 在 地	
	商号又は名称	
	電 話 番 号	
	F A X 番 号	
	担当者 所属・氏名	
質 問 内 容		

*令和8年3月19日(木)12:00までに、郵送、電子メールまたはFAXにて提出してください。

宛 先：大分県食肉衛生検査所

住 所：〒879-7305

大分県豊後大野市犬飼町田原 1580-40

F A X：097-578-1012

メール：a13201@pref.oita.lg.jp